商品概要説明書

譲渡性貯金(NCD)

(2019年10月1日現在)

通 名
間
間
(4)税金 (4)税金 (5)金利情報の入手 (4)税金 (4)税金 (5)金利情報の入手 (5)金利情報の入手 (6)金利情報の入手 (7)金利は懲日でお問して対い戻します。 (8)税金 (7)のが 日本での間は、20.315%(国税15.315%、地方税3%) (2)のが (3)が (4)が (4)が (4)が (4)が (5)から (4)が (5)から (5)から (5)から (5)から (6)が (6)が (6)が (6)が (6)が (6)が (6)が (6)が
・期日指定方式 7日以上5年未満 7日以上5年未満 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 ・1円単位 ・1円単位
(1) 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位
(1) 預入方法 (2) 預入金額 (2) 預入単位 払戻方法 ・
(1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位
(2) 預入金額 (3) 預入単位 ・ 1 円単位 ・ 1 円単位 ・
(3) 預入単位
(3) 預入単位
払戻方法 ・満期日以後に一括して払い戻します。 利息 ・預入時の利率を満期日まで適用します。 ・2)利払頻度 ・預入時の利率を満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、時間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 ・中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その中間利払日の前日までの日数および中間利払利率によって計算します。 ・満期日以後の利息は付きません。 ・個人のお客さまは20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は窓口でお問合せください。 手数料
利 息
 (1)適用金利 ・預入時の利率を満期日まで適用します。 ・中間利払利率は預入時の約定利率を適用します。 ・預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 ・中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その中間利払日の前日までの日数および中間利払利率によって計算します。 ・満期日以後の利息は付きません。 ・個人のお客さまは20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は窓口でお問合せください。 手数料
 ・中間利払利率は預入時の約定利率を適用します。 ・預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 ・中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その中間利払日の前日までの日数および中間利払利率によって計算します。 ・満期日以後の利息は付きません。 ・個人のお客さまは20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は窓口でお問合せください。 ・金利は窓口でお問合せください。 ・本剤は窓口でお問合せください。 ・本剤は窓口できません。 ・日本の出にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融担当部署(電話:0120-29-39-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など
 (2)利払頻度 ・預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 ・中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その中間利払日の前日までの日数および中間利払利率によって計算します。 ・満期日以後の利息は付きません。 ・個人のお客さまは20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は窓口でお問合せください。 ・金利は窓口でお問合せください。 ・金解約時の取扱い・方法 ・方法 手数料 ー 中途解約時の取扱い・満期日前には解約できません。 ・保護対象外(公的制度) 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融担当部署(電話:0120-29-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など
 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 ・中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その中間利払日の前日までの日数および中間利払利率によって計算します。 ・満期日以後の利息は付きません。 ・個人のお客さまは20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は窓口でお問合せください。 ・金利は窓口でお問合せください。 ・方法 手数料 中途解約時の取扱い 貯金保険制度(公的制度) 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融担当部署(電話:0120-29-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など
 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 ・中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その中間利払日の前日までの日数および中間利払利率によって計算します。 ・満期日以後の利息は付きません。 ・個人のお客さまは20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は窓口でお問合せください。 ・金利は窓口でお問合せください。 ・方法 手数料 中途解約時の取扱い 貯金保険制度(公的制度) 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融担当部署(電話:0120-29-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など
日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 ・中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その中間利払日の前日までの日数および中間利払利率によって計算します。 ・満期日以後の利息は付きません。 ・個人のお客さまは20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は窓口でお問合せください。 ・金利は窓口でお問合せください。 「会解約時の取扱い ・満期日前には解約できません。 ・保護対象外 ・保護対象外 ・保護対象外 ・保護対象外 ・活り理措置および お争解決措置の内容 ・保護対象外 ・には、当組合本支店または金融担当部署(電話:0120-29-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など
(3) 計算方法
(3)計算方法 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 ・中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その中間利払日の前日までの日数および中間利払利率によって計算します。 ・満期日以後の利息は付きません。 ・個人のお客さまは20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は窓口でお問合せください。 ・金利は窓口でお問合せください。 ・金利は窓口でお問合せください。 ・・金利は窓口でお問合せください。 ・・金利は窓口でお問合せください。 ・・・金利は窓口でお問合せください。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 ・中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その中間利払日の前日までの日数および中間利払利率によって計算します。 ・満期日以後の利息は付きません。 ・個人のお客さまは 20% (国税 15%、地方税 5%) ※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間は、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%) の分離課税となります。 ・金利は窓口でお問合せください。 ・金利は窓口でお問合せください。 ・金解約時の取扱い ・満期日前には解約できません。 ・保護対象外 ・保護対象外 ・保護対象外 ・苦情処理措置および 紛争解決措置の内容 ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融担当部署(電話:0120-29-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など
(4)税 金 ・満期日以後の利息は付きません。 ・個人のお客さまは20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税、 法人のお客さまは総合課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、 地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は窓口でお問合せください。 ・金利は窓口でお問合せください。 「大法手数料 ー 中途解約時の取扱い ・満期日前には解約できません。 ・保護対象外 ・保護対象外 ・保護対象外 ・保護対象外 ・保護対象外 ・保護対象外 ・ はい下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融担当部署(電話:0120-29-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など
 (4)税 金 ・個人のお客さまは20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。・金利は窓口でお問合せください。方法 手数料 ー 付加できる特約事項 ー 中途解約時の取扱い ・満期日前には解約できません。・保護対象外(公的制度) 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 ・本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融担当部署(電話:0120-29-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など
 ・個人のお客さまは20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税、 法人のお客さまは総合課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、 地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は窓口でお問合せください。 ・金利は窓口でお問合せください。 ・金利時の取扱い ・満期日前には解約できません。 ・保護対象外 ・保護対象外 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融担当部署(電話:0120-29-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など
 ・個人のお客さまは20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税、 法人のお客さまは総合課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、 地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は窓口でお問合せください。 ・金利は窓口でお問合せください。 ・金解約時の取扱い ・満期日前には解約できません。 ・保護対象外 芸情処理措置および 紛争解決措置の内容 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融担当部署(電話:0120-29-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など
法人のお客さまは総合課税となります。 ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間は、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の分離課税となります。 ・金利は窓口でお問合せください。 ・本列目前には解約できません。 ・保護対象外 ・保護対象外 ・保護対象外 ・保護対象外 ・につきましては、当組合本支店または金融担当部署(電話:0120-29-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など
※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、 地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は窓口でお問合せください。 手数料 – 付加できる特約事項 – ・満期日前には解約できません。 貯金保険制度 (公的制度) ・ 「保護対象外 ・ 「保護対象外 ・ 「大け、 「大け、 「大け、 」」 「大け、 」 「大け、 」 「大け、 」 「大け、 」 「大け、 」」 「大け、 」 「大け、 」」 「大け、 」 「
地方税 5%) の分離課税となります。 ・金利は窓口でお問合せください。手数料 付加できる特約事項 中途解約時の取扱い一 ・満期日前には解約できません。 ・保護対象外 (公的制度)・保護対象外 ・保護対象外 しては、当組合本支店または金融担当部署(電話:0120-29-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など
(5)金利情報の入手方法・金利は窓口でお問合せください。手数料一付加できる特約事項中途解約時の取扱い・満期日前には解約できません。・満期日前には解約できません。貯金保険制度(公的制度)・保護対象外(公的制度)苦情処理措置および紛争解決措置の内容としては、当組合本支店または金融担当部署(電話:0120-29-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など
(5)金利情報の入手方法・金利は窓口でお問合せください。手数料一付加できる特約事項中途解約時の取扱い・満期日前には解約できません。・満期日前には解約できません。貯金保険制度(公的制度)・保護対象外(公的制度)苦情処理措置および紛争解決措置の内容としては、当組合本支店または金融担当部署(電話:0120-29-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など
方法手数料-付加できる特約事項-中途解約時の取扱い・満期日前には解約できません。貯金保険制度 (公的制度)・保護対象外苦情処理措置および 紛争解決措置の内容苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融担当部署(電話:0120-29-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など
手数料 - 付加できる特約事項 - 中途解約時の取扱い ・満期日前には解約できません。 貯金保険制度 (公的制度) ・保護対象外 (公的制度) 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきましては、当組合本支店または金融担当部署(電話:0120-29-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など
付加できる特約事項 - 中途解約時の取扱い ・満期日前には解約できません。 貯金保険制度 (公的制度) ・保護対象外 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきましては、当組合本支店または金融担当部署(電話:0120-29-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など
中途解約時の取扱い ・満期日前には解約できません。 貯金保険制度 (公的制度) ・保護対象外 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融担当部署(電話:0120-29-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など
貯金保険制度 (公的制度) ・保護対象外 (公的制度) 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融担当部署(電話:0120-29-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など
(公的制度)苦情処理措置および 紛争解決措置の内容苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきましては、当組合本支店または金融担当部署(電話:0120-29-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など
(公的制度)苦情処理措置および 紛争解決措置の内容苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきましては、当組合本支店または金融担当部署(電話:0120-29-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など
苦情処理措置および 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま 紛争解決措置の内容 しては、当組合本支店または金融担当部署(電話:0120-2 9-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など
紛争解決措置の内容 しては、当組合本支店または金融担当部署(電話:0120-2 9-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など
9-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など
苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、
苦情等の解決を図ります。
7
また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)
でも、苦情等を受け付けております。
紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
問な利用できます。 L 知义如人人動担义が異または I A バンカ
関を利用できます。上記当組合金融担当部署またはJAバンク
相談所にお申し出ください。
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
相談所にお申し出ください。 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)(※)
相談所にお申し出ください。 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)(※) そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士
相談所にお申し出ください。 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)(※) そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士 会、兵庫県弁護士会(詳しくは上記当組合金融担当部署にお問
相談所にお申し出ください。 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)(※) そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士
相談所にお申し出ください。 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)(※) そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士 会、兵庫県弁護士会(詳しくは上記当組合金融担当部署にお問
相談所にお申し出ください。 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)(※) そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士 会、兵庫県弁護士会(詳しくは上記当組合金融担当部署にお問 い合わせください。) 公益社団法人 民間総合調停センター(大阪府)(JAバンク相
相談所にお申し出ください。 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)(※) そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士 会、兵庫県弁護士会(詳しくは上記当組合金融担当部署にお問 い合わせください。) 公益社団法人 民間総合調停センター(大阪府)(JAバンク相 談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお
相談所にお申し出ください。 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)(※) そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士 会、兵庫県弁護士会(詳しくは上記当組合金融担当部署にお問 い合わせください。) 公益社団法人 民間総合調停センター(大阪府)(JAバンク相 談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお 申し出ください。)
相談所にお申し出ください。 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)(※) そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士 会、兵庫県弁護士会(詳しくは上記当組合金融担当部署にお問 い合わせください。) 公益社団法人 民間総合調停センター(大阪府)(JAバンク相 談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお

	-
	からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様の
	アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ
	ビ会議システム等により、共同して解決に当り
	ます。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を
	移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施している
	ものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所ま
	たは東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他参考となる	・この貯金は、利息とともにのみ譲渡できます。この場合、あらかじめ当組合
事項	に通知し、確認を受けなければなりません。権利の質入の場合もこれに準じ
	ます。
	・当組合による買取は行いません。
	・期日前に売却された場合、市場金利の情勢によっては譲渡代金の金額が当初
	譲渡貯金額を下回る可能性があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAいずみの